

# 元離宮二条城施設整備（本丸御殿活用等）に係る基本計画策定業務委託

## 仕様書

### 第1章 基本計画策定業務概要等

#### 1 委託業務の名称

元離宮二条城施設整備（本丸御殿活用等）に係る基本計画策定業務委託

#### 2 履行期間

契約の日の翌日から令和4年3月31日まで

#### 3 概要（目的）

本事業は本丸御殿等の活用及び活用に不可欠となる城内インフラ施設や消防用設備・防災設備等の整備について基本計画を策定するもの。

なお、作成する計画は二条城に存する他計画（下記計画一覧参照）と整合性を持った計画にするとともに、現在策定中の上位計画となる元離宮二条城総合施設整備計画策定業務、史跡旧二条離宮（二条城）整備計画策定業務と連携し取り組むものとする。

##### 【計画一覧】

- ・元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画（平成29年3月）
- ・史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画（令和2年3月）

#### 4 計画策定の対象

- ・本丸御殿活用及び本丸庭園・本丸敷地内史跡等活用（以下「本丸等活用」とよぶ）に不可欠となるインフラ施設等（新設含）
- ・本丸御殿、本丸庭園及び本丸御殿敷地内史跡（別紙二条城配置図参照）

### 《本丸等活用に不可欠となるインフラ施設等（新設含）整備事業》

#### 1 委託の目的、概要

本丸御殿は、弘化4年（1847）桂宮家が内裏の北（今出川御門内）に建てた御殿の主要部を明治27年（1894）、明治天皇の意向により移築したものであり、当時の宮家の生活空間を知ることができる貴重な文化財である。また、移築後は、皇太子時代の大正天皇が約10回滞在されたことが伝えられる等、天皇家の離宮として重要な役割を果たした。本丸御殿は、玄関・御書院・御常御殿・台所及び雁之間の4棟と敷地内庭園で構成されている。

二条城では4棟を対象とし、平成29年度から令和5年度にかけて、重要文化財（建造物）二条城本丸御殿の保存修理工事を行っており、令和6年度から敷地内庭園と合わせて本丸御殿の歴史的、芸術的価値を広く観覧者に伝えることを目的とした公開活用を開始する予定である。

本事業は、本丸等活用と一体的に整備が必要な便益施設、電気・上下水道の設備等（以下「インフラ設備等」とよぶ）、消防用設備・防災設備等について計画を策定するもの。

## 2 整備内容

総合施設整備計画に即した本丸等活用に付随して整備が必要な便益施設、インフラ設備等、消防用設備・防災設備等を検討し、基本計画を策定する。なお各項目には、現段階で把握する現況課題、検討項目等を記載している。

### (1) 便益施設

- ・本丸等活用のための詰所棟（スタッフ控室、警備員控室、分電盤室等）新設
- ・券売機の設置
- ・バリアフリーを考慮した構築物の設置  
御殿外部東側の高低差を解消するためにスロープの設置を検討する。
- ・上水・下水施設の設置（空調設置時のドレーン配管等）
- ・トイレ等の設置（既存清流園及び本丸西橋トイレの拡張含）
- ・本丸活用等に伴う、防犯設備（監視カメラ等）の設置

### (2) インフラ設備等引込

- ・本丸御殿敷地内（西橋・東橋の使用検討含む）  
上記（1）関連した本丸等活用に必要なインフラ設備等の、西橋または東橋を使用した配線・配管経路を検討する。  
なお、検討に関しては敷地内の高低差及び橋の強度等も含む。
- ・本丸等活用に必要となるキュービクル・分電盤等新設  
本丸御殿敷地内に、将来の電気設備の増設も見込みキュービクル及び分電盤等の新設及び本丸敷地内での配線・配管経路を検討する。

#### ・本丸御殿内

敷地内に引込出来るインフラ設備等のうち、本丸御殿内に引込が必要なインフラ設備等について、配線・配管経路を検討する。

### (3) 電気設備の更新

- ・第1キュービクルの更新  
本丸御殿敷地内にキュービクル及び、分電盤等の新設を検討することに伴い、供給元となる老朽化した第1キュービクルの更新を検討する。

### (4) 防災対策

- ・火災等の災害時、本丸等活用に付随する施設を含めて必要となる防災対策や防災施設、下記に示す項目を検討する。
  - (ア) 自動火災報知設備、非常放送設備等の消防法に基づく、消防用設備
  - (イ) 排煙設備、非常照明設備等の建築基準法に基づく、防災設備
  - (ウ) その他、他施設で採用されている優良な防災設備（情報収集共）
  - (エ) (ア)～(ウ)の配線・配管経路等については、上記（2）インフラ設備等引込と同

様とする。

- ・公開の内容を踏まえ消防局と防災対策について協議，検討し，二条城内の他の消防用設備及び防災設備との整合性も考慮し，円滑な運営かつ，実践可能な消防計画を作成する。

### 3 スケジュール（予定）

本事業は令和3年度から取り組む基本計画策定であり，策定後のスケジュールは以下を予定している。なお，基本計画策定時，令和6年度から敷地内庭園と合わせて本丸御殿を公開活用することを踏まえ，整備内容の優先度を整理し，整備スケジュールを検討すること。

令和3年度～	基本計画
～令和6年度※	基本設計及び実施設計
～令和6年度※	施工

※整備内容によって変更の可能性あり

## ＜本丸御殿，本丸庭園及び本丸御殿敷地内史跡等活用整備事業＞

### 1 委託の目的，概要

本業務は，令和6年度から保存修理工事後の本丸御殿，本丸庭園・本丸御殿敷地内史跡等を公開するために，法的整理（消防法やその他各種法令への適合化）・城内の他整備計画を踏まえた上で，魅力が伝わる公開活用手法や，それに必要な建築，電気・機械設備・外構や展示物等の整備計画を策定する事を目的とする。

### 2 整備内容

重要文化財（建造物）の保存及び観覧者の安全性や快適性等確保の観点から，以下に示す項目について現況調査，課題整理，法的整理，方策検討，法令遵守・城内の他整備計画を踏まえた上での公開活用に向けた整備計画の策定を行うこと。なお各項目には，現段階で把握する現況課題，検討項目等を記載している。

#### （1）活用形態

活用の形態については，恒常的な通常公開による活用に加え，場所や時間を限定した限定的活用とともに，それぞれの活用が両立できる計画を策定する。

通常公開：本丸御殿，本丸庭園及び本丸御殿敷地内史跡

通常公開以外：御常御殿2階，御書院の中書院，台所，御常御殿1階を想定しているが，他の場所における活用方法についても検討する。

#### （2）観覧動線

- ・下記（ア）～（カ）に示す項目を検討すること。
- ・本丸御殿内の観覧人数は観覧者の安全及び快適性，円滑な運営を考慮した観覧人数とする。
- ・本丸御殿内，本丸御殿庭園内の観覧動線は一方通行で活用することを想定しているが，

その場合の諸課題整理及び解決に向けた計画を策定する。

- ・本丸御殿内，本丸御殿庭園内の公開は，便益施設，インフラ設備等，消防用設備・防災設備等の工事と並行して行うことを想定しているため，工事中の観覧動線についても計画を策定する。

(ア) 運営オペレーション

(発券方法，案内員，監視員等の配置，観覧客の荷物や靴をどう預かるか含)

- (イ) 展示物（解説のための設備等）
- (ウ) 案内設備（サインや放送設備等）
- (エ) 建物を保護するための恒久的な養生
- (オ) 空調等の設備（主に動線を考慮した設置位置）
- (カ) 什器等の設置

### 展示設備

観覧動線と各所の歴史的・建築的意味を検討し効果的な案内展示を検討する。自然・人工照明を勘案した可読照明を踏まえ，統一的で洗練されたデザインを検討すること。

### 案内設備

順路・誘導表示，禁止表示及び管理に必要な什器を整備する。心地よい観覧と管理上の告知のバランスを勘案した検討をすること。

### (3) 電気利用

上記，「本丸等活用に不可欠となるインフラ施設等（新設含）」の2の(2)及び(3)に加え，下記(ア)～(ケ)に示す項目を検討すること。

また，本丸御殿内の電気使用方法については24時間通電不可にするなど，火災予防を考慮した計画策定とする。

なお，検討の際には可能な限り観覧者の視界に入らないよう，配管・配線及び機器類等の敷設には十分に考慮するとともに，設置に伴う耐震補強についても考慮し，適切な構造補強を検討すること。

- (ア) 照明（障壁画の保存と活用を考慮した照度検討含）
- (イ) コンセント
- (ウ) 空調等の設備（主に容量と性能）
- (エ) 防犯設備
- (オ) 消防用設備，防災設備
- (カ) 電気使用量
- (キ) 配線・配管
- (ク) 分電盤またはキュービクルの設置，幹線及び引込経路，仕様（再掲）
- (ケ) 限定的活用時のイベント等電源

### 空調設備

必要箇所は，玄関竹之間，使者之間，御書院（書院一～三之間）を想定しており，室内機，室外機の設置場所及び設置方法の検討をすること。

## 照明設備

通常公開（解説文等の展示等）・通常公開以外（京都市主催事業、MICE 事業等）の活用・既存設置物（障壁画等）の展示に必要な照度の検討を行い、各々の場合について、既存照明で照度が不足する場合、必要照度を満たすための足元灯、ライトアップ照明等の後付けの照明設備の設置手法まで含めた検討をすること。

## 防犯設備

現状城内の防犯については、人的な常駐警備を補完するため、本市と委託先の警備会社がそれぞれ設置した防犯カメラ及び防犯センサー等を用いて防犯管理を実施している。既存の防犯システムとの整合性を考慮して本丸御殿敷地内の防犯カメラの仕様や配置等の検討をすること。

## 電源（コンセント）

各種設備に必要なコンセントに加え、運営に必要なもの（掃除等）、通常公開以外の活用に必要なもの（電気カーペット、プロジェクター等）の電源について、位置と共に容量も含めて検討をすること。

## （４）便益施設

本丸御殿は原則増築行為を行わないが、本丸御殿活用のために必要となる最低限の便益施設の検討を行う。下記（ア）～（エ）に示す項目を検討すること。

なお、検討の際には可能な限り観覧者の視界に入らないよう、配線・配管及び機器類等の敷設には十分に考慮するとともに、設置に伴う耐震補強についても考慮し、適切な構造補強を検討すること。

- （ア）バリアフリーを考慮した構築物
- （イ）券売機や情報端子等の設置
- （ウ）上水・下水施設の設置（空調設置時のドレーン配管等）
- （エ）トイレ等の設置（既存清流園及び本丸西橋トイレの拡張含）

## バリアフリー対象

本丸御殿内部と外部においてバリアフリーを実現する。本丸御殿内部には車寄、玄関北側取合廊下、玄関南側取合廊下、御常御殿２階階段等の段差がある。本丸御殿外部には、敷地進入口東側・西側に高低差がある。これらを解消するために、どのような順路が公開に適切か検討するとともに、効果的な手すり（既存手すりの改修含む）、昇降機、スロープ等の設置を検討すること。

## 通信設備

防犯カメラ等の防犯設備、案内設備、放送設備、通信設備、発券機等の運営に必要な LAN、電話、内線等の通信設備（情報端子差口）の検討をすること。

## 発券機

運営オペレーションに沿った発券システムについて検討を行い、発券機が必要な場合は

設置場所等について検討すること。

#### 放送設備

本丸御殿内と本丸御殿敷地内に、本丸御殿内の放送、二条城全体の放送の両方を流すために必要な放送設備の配置や仕様について検討をすること。(法的に必要な場合は、非常放送設備についても考慮すること。)

#### (5) 備品

活用や運営に必要な本丸御殿、詰所棟の備品について、効果等を含めて内容、仕様、数量、配置等の計画をすること。(下駄箱、案内板等)

#### 雨戸

本丸御殿の開口部には雨戸が嵌まっている。雨戸を開けると、内外が明障子で仕切られた状態になる。採光するためには雨戸を開ける必要があるが、毎日の開閉は部材の劣化が生じる。また、御常御殿の南側は本丸庭園を見せるために障子を開放する予定であるが、外気の流入により、障壁画の劣化や雨戸開口部等の部材劣化が起りやすくなる。これらの問題に対応しつつ、障壁画の公開手法を検討すると共に、オリジナル雨戸を別置保存し、新たに作成する雨戸(アクリル雨戸等)への嵌め替えを検討する。

なお、嵌め替えにより、建物外観の変化、気密性上昇による高室温化が懸念されるため、アクリル雨戸を設置した二之丸御殿での今年度の測定評価を踏まえながら、障壁画への影響を最小限にとどめ、適切な素材、嵌め替え枚数と箇所等の計画を検討する。併せてオリジナル雨戸の保管方法、場所等についても検討すること。

#### (6) 外構

本丸庭園を含む本丸御殿敷地内の外構について、観覧者の歴史的価値の理解・満足度向上に寄すための、活用計画を作成する。当該計画については、本丸御殿の保存修理工事後、段階的な活用(本丸御殿の限定公開や、電気利用状態に応じた活用)を検討し、必要な電源や設備機器を含めること。

- ・本丸御殿内から見た本丸庭園を含む・本丸御殿敷地内の景観の検討
- ・本丸庭園・本丸御殿敷地と本丸御殿との景観の検討
- ・園路
- ・雁木
- ・天守閣跡
- ・階段

#### (7) 防災対策(再掲)

・火災等の災害時、本丸敷地内に付随する施設を含めて必要となる防災対策や防災施設、下記に示す項目を検討する。

(ア) 自動火災報知設備、非常放送設備等の消防法に基づく、消防用設備

(イ) 排煙設備、非常照明設備等の建築基準法に基づく、防災設備

(ウ) その他、他施設で採用されている優良な防災設備(情報収集共)

(エ) (ア)～(ウ)の配線・配管経路等については、上記(2)インフラ設備等引込と同

様とする。

・公開の内容を踏まえ消防局と防災対策について協議，検討し，二条城内の他の消防用設備及び防災設備との整合性も考慮し，円滑な運営かつ，実践可能な消防計画を作成する。

### 3 スケジュール（予定）

本事業は令和3年度から取り組む基本計画策定であり，策定後のスケジュールは以下を予定している。なお，基本計画策定時，令和6年度から敷地内庭園と合せて本丸御殿を公開活用することを踏まえ，整備内容の優先度を整理し，整備スケジュールを検討すること。

令和3年度～	基本計画
～令和6年度※	基本設計及び実施設計
～令和6年度※	施工
※整備内容によって変更の可能性あり	

## 第2章 業務の内容及び範囲

基本計画策定業務は，一般業務と追加業務とし，内容及び範囲は次による。

### 1 一般業務

一般業務の内容は，平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項を準用するものとし，範囲は別表1「基本計画業務委託の範囲」のとおりとする。

### 2 追加業務

追加業務の内容は，業務委託仕様書に記載されているもののほか，本業務に必要であり，本市が指定した事項

## 第3章 業務の実施

### 1 業務の着手

受注者は，契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において，着手とは，受注者が業務の実施のために，発注者の置く監督員との打合せを開始することをいう。

### 2 業務条件

受注者は，次の条件を遵守すること。

- (1) 第1章の内容，適用基準図書及び別紙の各資料に基づき，業務を行うものとする。
- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに，主な基本計画策定方針等については，監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は，計算書に，計算に使用した理論，公式，適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。また，工事費の算定においては根拠を明らかにすること。
- (6) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する一切の権利は，本市に帰属する。

- (7) 建築，電気，機械，造園，土木の各計画や計算書その他説明書等に相違がないように精査する。
- (8) 管理技術者は，建築，電気，機械の全てについて，常に進捗状況を把握し，提出した業務工程表に示した工程を厳守すること。万一遅れが生じる場合は，その理由と修正した業務工程表を書面で提出し，履行期間を厳守すること。

### 3 電子納品

- (1) 本業務は，電子納品の対象業務とする。電子納品は，「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は，成果物の全てとする。
- (2) 図面等をCADにより作成する際は，建築CAD図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし，レイヤの構成は，この作成要領(案)のレベル2を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は，電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正・副各1部（計2部）提出する。なお納品CADデータのフォーマットはJWCADとする。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には，電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により，エラーがないことを確認した後，ウイルスチェックを行い，ウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他，電子納品に関する詳細な取扱いについては，監督員と受注者で協議のうえ決定する。

### 4 適用基準等

業務の遂行に当たっては，第3章2の業務条件，第3章11の貸与品等によるほか，次の内容が記載された国土交通省大臣官房官庁営繕部，国土交通省住宅局建築指導課，その他官公署監修の図書を熟知し，適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては，受注者の負担において備えるものとする。

#### (1) 建築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 各部設計の指針に関するもの
- エ 設計図書の一部として作成されているもの
- オ 積算に関するもの
- カ その他

(ア～カの詳細は，別表3「適用基準図書の一覧」による。)

#### (2) 設備

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他



(ア～オの詳細は、別表3「適用基準図書の一覧」による。)

## 5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法、材料及び製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ監督員と協議し、承諾を受けること。

## 6 提出書類等

(1) 受注者は、契約締結後、次の書面を速やかに提出しなければならない。

ア 業務工程表	1部
イ 管理技術者等届(経歴書を含む。)	1部
ウ 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿	1部
エ その他監督員が必要に応じ指示するもの	

(2) 受注者は、業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。

ア 完了通知書	1部
イ 成果物納入届	1部
ウ 請求書	1部
エ 振込依頼書(必要時)	1部
オ その他監督員が必要に応じ指示するもの	

(3) 受注者は、その他発注者の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

## 7 再委託

業務委託契約書(以下「契約書」という。)第11条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

## 8 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 9 監督員

(1) 契約書第14条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

(2) 本業務の監督員は、京都市都市計画局公共建築部の技術支援に基づき、京都市文化市民局元離宮二条城事務所職員(担当職員)が行う。

## 10 管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定

本業務に当たっては、管理技術者、計画策定担当主任技術者(建築計画策定担当者)、電気計画策定担当者、機械計画策定担当者、造園計画策定担当者及び土木計画策定担当者(以下「管理技術者等」という。)を選定し、その者の下に行わなければならない。また、管理技術者等については、書面により届け出て、本市の承諾を得るものとする。

なお、管理技術者等の資格要件は、下記によるものとする。

## (1) 管理技術者

### (要件)

- ア 本業務の実施にあたり、日本語が堪能（日本語通訳が確保できれば可）で、誠実かつ責任感をもって取り組み、業務の進捗や内容を統括して進行管理ができる者
- イ 令和3年4月1日時点での受注者における正規雇用が証明できる者
- ウ 技術士（総合技術監理部門）又は、建築士法第10条2の2の2項に規定する一級建築士資格を取得後に、10年以上の建築設計実務経験を有する者

## (2) 計画担当技術者

受注者は、以下のアからカまでの要件を満たす、機械、建築、造園、電気、土木を担当する計画担当技術者を必ずそれぞれ選定しなければならない。業務遂行に当たっては、誠実かつ責任感のある計画担当技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて提出し、本市の承諾を得るものとする。以下に挙げる要件については、例えば1人の計画担当者が造園と土木の担当を兼ねるなど、最大で1つまでの兼務を認める。

なお、業務履行期間中において、計画担当技術者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると発注者がみなした場合は、すみやかに適切な措置を講じるものとする。

### (要件)

- ア 本業務の実施にあたり、日本語が堪能（日本語通訳が確保できれば可）で、誠実かつ責任感をもって取り組み、本計画の策定に必要な技術的知見を有する者
- イ 令和3年4月1日時点での受注者における正規雇用が証明できる者
- ウ 建築については、建築士法第2条2項に規定する一級建築士資格取得後に5年以上の建築設計実務経験を有する者
- エ 機械と電気については、設備設計一級建築士で、5年以上の電気・機械設備設計の実務経験を有する者
- オ 造園と土木については、技術士（建設部門（※））の有資格者又はこれと同等の能力と経験を有する資格者（※専門科目は「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」など、本計画策定に関連する科目に限る（なお、造園と土木については、計画担当技術者をそれぞれ配置すること））

## 1.1 貸与品等

契約書第2.1条第1項に定める貸与品等は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
既存図面 (本市にて保管分のみ。)	1	二条城事務所	随時	随時
本丸御殿保存修理工事前写真	1			
計画通知, 検査済証及び各種 許認可申請書の副本 (本市にて保管分のみ)	1			
地質調査報告書 (本市にて保管分のみ)	1			
建築基準法第12条に基づく 定期点検報告書	1			
消防設備点検報告書	1			
耐震診断結果報告書	1			
自家用電気工作物点検報告書	1			
受水槽・高架水槽の水質及び 外観検査報告書	1			
平成29年度作成 重要文化財(建造物)二条城本丸 御殿公開に関わる基本計画	1			
平成30年度作成 重要文化財(建造物)二条城本丸 御殿公開に向けての基本設計	1			

## 1.2 支払条件

委託料は、完了後に支払う。

## 1.3 部外折衝等

- (1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握するとともに、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。  
また、必要な申請業務は、受注者が行うものとする。

## 1.4 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出するものとする。業務終了時には、全ての記録をファイルにまとめ提出する。

## 1.5 条件変更等

受注者は、契約書第23条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

## 1.6 一時中止

本市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第25条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

## 1.7 履行期間の変更

受注者は、契約書第28条第1項の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

## 1.8 成果物

- (1) 成果物の図面は、原則として第2原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場合は、監督員の承諾のうえ、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。
- (2) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権も、本市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後10年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。
  - ア 原則、記載する製造者数は3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。
  - イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、次項に部分引渡しの指定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
- (6) 基本設計又は実施設計を進めていくうえで、準拠基準に適合しないなど成果物に不備があると認められたときは、受注者の負担により、責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。また、成果物から判断しがたい事由について、本市から受注者に対し、質疑等を行った場合は、誠意を持って速やかに対応すること。

## 1.9 検査及び引渡し

- (1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者の業務完了通知が提出された後、検査員（検査担当主事）が決定する。
- (2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業

務の完了を確認するための検査を受ける。

- (3) 前号の検査は、受注者の立会いのうえ、次に掲げる事項について行うものとする。
  - ア 成果物の検査
  - イ 業務管理状況の検査（業務の状況について打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受注者が引き渡す成果物は、別表2「基本計画引渡し成果物」の該当欄に○印のある成果物とする。

## 2 0 引渡し前における成果物の使用

本市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第39条第1項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

## 2 1 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。
- (2) 上記施設整備に関しては、将来の改修等の実施や拡張性を考慮した計画を検討すること。
- (3) 本丸御殿は国指定の重要文化財（建造物）であるため、重要文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為については文化庁長官の許可が必要である。また、二条城の敷地全体が史跡に指定されているため、史跡の現状変更については文化庁長官の許可が必要である。
- (4) 本市では、二条城の保存、整備、管理及び運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べていただくために京都市元離宮二条城保存整備委員会を設置している。

## 2 2 問合せ先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541  
元離宮二条城事務所 担当：柴田，曾根  
電話：075-803-1115 FAX：075-802-6181

別表 1 基本計画業務委託の範囲

	委託内容	業務概要	
		該当印	
建築	敷地調査・測量等	○	既存建物、工作物、樹木、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面作成 現状敷地の平面・高低、縦横断面等の調査・測量及び図面作成 (必要な場合) 真北測定
	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況調査 関係法令の調査、関係官公署との協議、国庫補助条件に関する調査・協議 事業所管局の要望及び施設利用条件の整理、全体スケジュールに関する検討・協議 エコ改修の有効性(CO2排出量削減、省エネルギー、省資源、CASBEE評定点数等) 確保のための課題・条件整理 上記要望、法令、条件等に基づくエコ改修内容・規模の検討
	計画・検討	○	計画の安全性、機能性、意匠、経済性、施工性、構造種別等の比較検討(複数案による検討) 使用材料(性能、耐久性、意匠、実績、市場性)の比較検討(複数案による検討) 耐震検討(耐震性能に影響のある計画の場合) 周辺環境との調和、意匠に関する検討 (必要な場合) 計画通知、許可を所管する処分庁が要求する説明資料の作成、事前協議手続 環境対策・省エネ・省資源の検討
	配置計画の検討	○	仮設計画(工期別に仮設計画が異なる場合は、工期別に作成する。) (必要な場合) 日影図(付近現況図、等時間・時刻日影図、略立面図) (必要な場合) 敷地利用計画
	基本計画説明書の作成	○	基本計画方針(調査・協議・計画・検討のまとめ) 計画概要・基本計画図等
	工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目毎の概算(工事費配分計画を含む。)
	関係法令の申請書の作成	○	データ共
	許可関係	○	データ共
	イメーjspベース	○	A3版(着色) データ共 外観3面、内観2面(既存写真を使用して作成する。)
	敷地調査・測量等	○	【現況図】受変電設備、電灯設備(照明)、弱電設備(火災報知設備・誘導支援設備・テレビ共同受信設備・拡声設備等)の調査・図面作成(配置図・平面図・設置年表) ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。 【現況図】空調換気・給排水衛生・給湯・消火・ガス設備の調査・図面作成(配置図・系統図・平面図・設置年表) ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議(電力・電話・ガス・上下水道) 関係法令の調査、関係官公署との協議・条件整理 施設管理者の要望、施設利用条件の整理 エコ改修の有効性(CO2排出量削減、省エネルギー、省資源等) 確保のための課題・条件整理
	計画・検討	○	設備方式の検討(比較検討を含む。) 技術資料の収集、使用機材の検討 計画数値の検討、主要機器の概算容量の算出 環境対策・省エネ・省資源の検討 維持管理(LCC、資格者、法定・自主点検等)の検討 仮設計画(工期別、切回しを含む。)
	配置計画の検討	○	設備方式のフロー 設備スペース、主要機材の配置、主要機器の搬出入経路 他工事との調整
	基本計画説明書の作成	○	基本計画方針(調査・協議・計画・検討のまとめ) 計画概要・基本計画図等
	工事費概算書の作成	○	設備種目ごとの概算
現行法令適合性の確認と提案	○	詳細は仕様書による	
その他			

別表2 基本計画引渡し成果物

(建築, 電気, 機械)

該当印	名 称	提出部数	備 考
○	基本計画説明書 (基本計画書を含む)	5	タイトル印刷付き製本, データ共
○	基本計画図書 (計画図, 検討書)	各 8	データ共
○	〃 (改修項目一覧)		データ共
○	〃 (配置図, 平面図, 立面図, 断面図, 仕上表, 面積表, 屋外図, 仮設計画図 ほか)		データ共
○	〃 (工事費概算書)		データ共
○	法令調査報告書	5	データ共, 現行法令への適合性の確認も含む。
○	計画通知関連の事前協議書	必要数	
—	各種許認可申請書, 届出書	必要数	データ共, 控えは申請・届出前に提出
○	敷地・既存建築物調査報告書	5	現況図, 現況写真, データ共
○	協議記録 (関係官公署, 企業者協議等含む)	5	データ共
○	各種技術検討資料・記録	5	データ共
○	企画検討協議報告書	5	必要な場合
○	イメージパース (既存写真を使い作成。設備や施設, 活用方法が分かるもの) 外観 3 枚 (御殿入口段差解消設備, 詰所棟, 庭園) 内観 2 枚 (御殿内部活用箇所)	5	データ共

(建築のみ)

該当印	名 称	提出部数	備 考
○	構造計画検討書	5	データ共, 構造計画の検討を行った場合のみ
○	日影図 (基本計画レベルでの検討)	必要数	データ共, 日影図の検討を行った場合のみ

※ 備考欄にデータ共の特記のあるものは, データ及び紙の出力の両方を提出する。

※ すべての成果物は, 原則として A 4 版のファイル (表紙と背表紙にタイトル付き) にて提出するものとする。

※ CAD データは, JwCAD 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力ができるように, 線の太さ等の設定を行うこと。

